

『三大尊行狀記』の成立について

伊 藤 秀 憲

一 はじめに

筆者は既に『印度学仏教学研究』第三二巻第一号（昭和五八年一二月）及び『駒沢大学仏教学部研究紀要』第四二号（昭和五九年三月）において、「道元禪師の在宋中の動静」と題し、古伝に基づき、道元禪師の中国における動静についての考察を試みた。そこでは、古伝をでき得る限り正確に読みとる努力をしたが、その古伝自体、成立にまで溯って再検討する必要があることを感じた。本稿は、古伝中最も古く、且つ信憑性があると言われている『元祖孤雲徹通三大尊行狀記』（以下『行狀記』と略す）の成立について考えてみようとするものである。

『行狀記』を論じたものとしては、東隆真教授の「『行業記』と『行狀記』——『行狀記』の作者・成立年代の推定——」（『宗学研究』第六号 昭和三九年四月）がある。『行狀記』には、その異本といわれる『永平寺三祖行業記』（以下『行業

記』と略す）があるが、東教授は「『行業記』よりも『行狀記』の方が原形を保持していると考えられ、この『行狀記』の作者は、大乘寺住持時代の瑩山禪師ではあるまいかという推定に導かれた」（二〇一頁）と述べられている。筆者は、『行業記』よりも『行狀記』の方が原形を保持しているという説には全く賛同するものであるが、『行狀記』全体を瑩山禪師撰述と推定する点には、いささか疑問を感じるのである。それは、以前、鏡島元隆博士より、『行狀記』は道元禪師の嗣法の弟子として懷奘・僧海・詮慧の三人をあげるが、義介の『御遺言記録』では懷奘一人のみが法嗣であることを述べており、義介の弟子の瑩山禪師の撰述とするのは疑問であるという御教示をいただいたことによる。本稿もこれに示唆を得てのものであり、義介・懷奘・道元伝の順に見てゆくことにする。

二 義介伝

『行狀記』の義介伝の三分の一は、問題の『御遺言記録』

『永平室中聞書』に依っている。そして、既に指摘されているように、義介（義鑑）が瑩山禪師に授けた『義鑑附法状』（『示紹瑾長老』）の記述とも一致しており、その中の「別紙」

御遺言記録

A 建長五年四月廿七日。（中略）御尋云、伝授菩薩戒作法如何。義介言、作法竝御書、上堂同以伝之。（中略）又御尋云、林際下仏照禪師嗣書、故鑒師伝授之否。又備見之乎。義介白、此相伝不名嗣書、祖師相伝血脉云云。義介拜見之。仰云、其云嗣書一也。（下略）（『道元禪師全集』下 四九六、四九七頁）

B 同廿八日、義介帰寺参拝、堂頭和尚示云、（中略）路次之間及京中、雖隨身之可然、寺院一向依無可然之人、可爲今度留守。寺院事等、入心可照顧。今度何左様決定終覚也。縦若付減、今年在京歟。於寺一向不可被思他人寺、可被思我寺也。当寺雖不充三職、度度動旧也。万事相計可被爲沙汰也。當時者依恩恵、不委細、逐自京重可申付事多。若又今度存命下向之時、我秘藏事等、必可教備。（中略）同八月六日、義介於脇本御旅宿賜暇之因、（中略）和尚示曰、（中略）但我思寺院故、留置備、相構寺院能可照顧也。汝当国人故、故鑒師弟子故、國中多知之付。付内外有存子細故留置云云。義介畏承之。是則最後拝顔、最後嚴命也。尋常銘肝不忘也。（同 四九八、四九九頁）

『三大尊行状記』の成立について（伊 藤）

とは『御遺言記録』を指すものである。紙幅の関係上、直接関係する部分のみを対照させて示せば次のようである。

義鑑附法状

建長五年夏、鑒公嗣書相伝事、先師御尋時、当家嗣書事委示之。其時二代和尚同座証知。別紙委。（『続曹全』室中 四三七a）

又同秋最後上洛之魁、仰付永平寺之留守時、蒙種種契約。具別紙。（同四三七a）

三大尊行状記（義介伝）

建長三年辛亥春、監公以覺晏上人所得之仏照禪師下嗣書付授。知菩提勝浄明心不從人得旨。竝授元和和尚所伝菩薩戒儀式。（『曹全』史伝上 一六b）

思吾山而可護惜。縦予逝去、守寺門而勿令廢壞。故監公当国名人、汝又長嫡、人多知。擁護当山、須致興隆。（同一七a）

『三大尊行狀記』の成立について（伊 藤）

C 堂頭和尚（懷焚）、嗣書並伝袈裟事、示_レ委細一言、先師内家、至_レ此事、能知者只我一人而已、余人知總無一人。（同 五〇〇頁）

先師（道元）常示曰、（中略）所謂住持心術、寺院作法、乃至嗣書相伝次第、授菩薩戒作法、如_レ是等事也。是等非_レ伝法人、軌不_レ伝云云。然如_レ是等事、懷焚某甲一人伝_レ之。（同 五〇二頁）

C で明らかなように、これらの資料はすべて、懷焚のみが道元禪師の法嗣であつたことを主張している点には注意しなくてはならない。

法 衣 相 伝 書

建長五年癸丑七月。以_レ永平之住持職_レ被_レ付_二二代和尚_一時、以_レ此袈裟_二同付_二嘱_二二代和尚_一。然間住持十八年之間、上堂布薩等、著用此法衣。凡減後廿八年、暫時無_レ離_レ衣宿_一、護持頂戴。最後病中弘安三年戊寅八月十五日、召_レ義介_一、示云。公者懷焚長嫡也、此法衣者、先師与_レ住持職_一付嘱袈裟也。於_レ身最尊重重宝也。然者法嗣雖_レ人多、公者依_レ長嫡_一即欲_レ付授。于_レ時義介三拜而伝領。其後十六年頂_レ戴_二護持來_一。永仁二年乙未正月十四日、附_二法紹瑾_一時、以_レ此法衣_二同伝授_一。（『曹全』宗源下 五四五 a ~ b）

『義鑑附法状』の「別紙」が『御遺言記録』を指しているということは、『御遺言記録』は瑩山禪師の手許にあつたことを示している。『義鑑附法状』『法衣相伝書』は間接的ではあるが嗣法に関わるものであり、『御遺言記録』の後半部

相_二承作法_一受_二付属_一、先師門人中独_二二代而已_一。見_二別紙_一。（同 四三七 b）

師（懷焚）復曰、（中略）先師居裏、仏祖室中、有_二紹嗣底事_一。有_二住持用心_一。先師門人中、只吾一人伝_レ之。今欲_レ与_二授汝_一之。（同 一七 b）

更に、次に示すように、延慶二年（一三〇九）に義介が瑩山禪師に与えた『法衣相伝書』に依つても義介伝が記述されている。

三 大 尊 行 状 記（義介伝）

英師最後八月十五日、属_レ師曰。公者余長嫡也。先師開闢和尚也、与_レ住持職_一、付与有_二袈裟_一。減後_二二十八_一年頂戴、一日之不_レ離_レ身、一生已_レ護持。今付_二与_二公_一衣法同伝。来際弘通勿_レ令_二断絶_一。乃至後事又可_レ照顧。師受_二遺命_一、至_二三十七_一年。報思殷重。（『曹全』史伝上一八 a ~ b）①二一（業）②于一十（業）

分は、室内嗣法に関する記録であるということからして、これらの資料は決して公開のものではありえず、これらの資料を使って義介伝を表わし得たのは、瑩山禪師以外にはなかったのではなからうか。

また、義介伝の終りの部分は、瑩山禪師による『徹通義介

禪師喪記』及び『洞谷記』収録の「洞谷伝燈院五老悟則并行

業略記」(以下「行業略記」と略す)の義介伝の記述と、次のよう

徹通義介禪師喪記

三大尊行状記(義介伝)

洞谷記(義介伝)

永仁元年^{己未}、当寺開山。永仁六年^{戊戌}、告^レ退菴居十二年。今忽延慶二年^{己酉}九月十四日^{癸亥}、坐化、般就跡。(『続曹全』清規 六b)

延慶二年^{己酉}。(中略)同十四日亥時、召^レ往持^二曰、終焉時至。住持白云、逝偈。纔書^二二字、書不^レ正。住持問云、次字什麼。答云、顛。即課曰、手振不^レ成^レ字、公代可^レ書。承書^レ之。自^二八字^一至^レ円十四字。七顛八倒、九十二年。蘆花帶^レ雪、午夜月円。書^レ偈了、於^二客殿^一坐^二椅子^一、著^二衣襪等^一、如^レ常坐化。(同 一b)

隱居独菴經^二十年^一、延慶二年己酉八月二十四日示^レ疾。(中略)九月(中略)至^二十四日^一、索^レ筆書^二兩字^一、課^二当住紹瑾^一曰、為^レ我書^レ之。老病逼切不^レ得^二自書^一。即曰、七顛八倒、九十二年。蘆花覆^レ雪、午夜月円。暫在而逝。聞世九十有一。坐夏七十有八。建塔於寺之西北隅、稱^二定光院^一。(『曹全』史伝上 一九a)

退居十年。延慶己酉、九月十四日、索^レ筆書^二兩字^一、課^二瑩山^一曰、老病逼迫、不^レ得^二自書^一。為^レ我書^レ之。即曰、七顛八倒、九十二年。蘆華帶^レ雪、午夜月円。暫在逝。聞世九十一年。坐夏七十八。建塔大乘之西北之隅、名^二定光院^一。(『曹全』宗源下 一五b)

三 懷 奘 伝

道元伝中にも懷奘について述べた箇所があるから、懷奘伝と対応する箇所を並記すると、次のようである。

最初度^二懷奘^一、授^二戒法^一、以^二達磨授^二惠可^一儀。即^二一山乃之上首^一。普^二諸人之教授^一。雖^二得法人多^一、奘公僧海詮惠三輩是法嗣也。(道元伝『曹全』史伝上 一三b)

(旁カ)

道元伝では、道元禪師は最初に懷奘を度して戒法を授けたことが述べられ、懷奘は一会の上首であるとするが、懷奘伝は、まさにこの記述をそのまま受けているといつてよい。

次に道元伝では、懷奘は普く諸人の教授阿闍梨であり、懷

文暦元年甲午冬、參^二深草^一改^レ衣。次年八月十五日、伝^二授仏祖正伝戒法^一、達磨授^二祖^一儀也(中略)僧海詮惠等深草諸衆、尽^レ以^レ師為^二教授闍梨^一。一会土足也。(懷奘伝 同 一四b)

『三大尊行狀記』の成立について（伊 藤）

奘・僧海・詮慧の三人が法嗣であるとしているが、しかし、懷奘伝では、道元伝の「諸人」を「僧海・詮恵等深草諸衆」とし、懷奘が僧海・詮慧等の教授阿闍梨であったとして、彼らよりも上に位置していたことを明示している。「一会の上首」「一会の上足」ということは、当然その意味を含んでいると言えるが、あえて僧海・詮慧の名を出しながら、彼らが道元禪師の法嗣であることを記さないところに懷奘伝の作者の意図がうかがわれる。そして、それは、

師資勝強之有徳、永平門下只師独而耳。（『曹全』史伝上 一五a）

という記述へと展開していくのである。「師勝資強」は、懷奘が道元禪師の法を嗣ぐにふさわしい人物であることを示しており、そのような人物は、永平門下では懷奘ただ一人のみであるということは、『御遺言記録』が道元禪師の法嗣は懷奘のみであるとするのと同じであると言ってよいであろう。

このように、懷奘伝は『御遺言記録』の意図するところを受けているから、その作者は法嗣の義介かというところではない。

介公繼三本寺第三祖位。晩年開關賀州大乘寺。（『曹全』史伝上

一六a）

とある。「介公」と義介に対して尊称を用いており、しかも、晩年に大乘寺を開いたということは、義介示寂後に懷奘伝は作られたということを物語っていると言えよう。ということ

は、懷奘伝も義介伝と同様に、『御遺言記録』の撰述趣旨を理解して記述し得た人物、即ち瑩山禪師によるものと見てよいのではなからうか。

四 道 元 伝

始めの部分を見てみると、ここではその対照を記すことを省略するが、『洞谷記』（『行業略記』）『伝光録』とは非常に密接な関係にある。筆者は、道元伝は『伝光録』の提唱が始まった一三〇〇年よりも以前に成立していたのではないかと考える。それは、『伝光録』が提唱という性格からか、『行狀記』に依りつつも、更に詳しく説き示そうとして附加した部分があるからである。

東教授は、『行狀記』が道元禪師を「洞山高祖一十三世之祖師、釈迦牟尼如来五十一代古仏」（『曹全』史伝上 一三b）とする説は、「瑩山禪師の『伝光録』や『洞谷記』と全く同様の見解であるから、『行狀記』の記載は瑩山禪師によるものと言わねばならない」（前掲論文 一〇三頁）として、世代の教え方を瑩山禪師撰述の一つの根拠とされるが、首唱者を省いて数える世代の教え方は、瑩山禪師独自のものではなく、中世古祥道氏が論じられているように、曹洞宗においては、道元禪師より一五世紀の初頭まで行なわれて来たものであるから（『道元禪師実父研究上の一資料——わが国古来の世代の

数え方について——、『宗学研究』第三三号 昭和五六年三月、三七—三九頁）、瑩山禪師撰述の根拠とはならない。

むしろ大きな問題がある。それは、道元伝の終りの部分に、『行狀記』では「僧臘三十有七」（『曹全』史伝上 一四a）とし、『洞谷記』では「坐夏四十一」（『曹全』宗源下 五一—四b）としている点である。『洞谷記』が「四十一」とするのは、一四歳の時、延暦寺戒壇院にて菩薩戒を受けて比丘となつた年より数えたのであるが、『行狀記』の「三十七」は、一八歳の年、延暦寺を離れて建仁寺の明全のもとに投じた年からであり、明らかにその数え始める基点が異なっており、同一の作者とは考え難い。懷奘・義介伝における僧臘（坐夏）の数え方は『洞谷記』の数え方に同じであつて、『行狀記』の道元伝のみが異なり、僧臘の数え方としては誤りである。このことから、『行狀記』の道元伝は瑩山禪師以外の者によつて著わされ、『行狀記』の懷奘・義介伝及び『洞谷記』以前に成立していたと見るべきであらう。

更には、既に述べたように、道元伝では道元禪師の法嗣として懷奘・僧海・詮慧の三人をあげており、懷奘のみとする『御遺言記録』の影響を受けている懷奘・義介伝の作者とは異なると言えよう。道元伝は『御遺言記録』の影響を全く受けておらず、明らかにものとしては、『正法眼蔵』『如浄録』『宝慶記』によつており、それに、現存しないが当時存した

資料、或いは信頼できる伝承をもとに成立したものと思われる。

以上のように、筆者は、道元伝が他の二伝よりもその成立は古いと見るのである。『行狀記』の各伝の始めと終りは、

越州吉祥山永平開闢道元和尚大禪師行狀記

永平開山行狀記終

永平二代懷奘和尚行狀記

永平二代懷奘和尚行狀記終

大乗開山義介和尚行狀記

大乗開山行狀記終

となつていて、それぞれ独立して成立していたことをうかがわせる。

また、『行業記』の異本と考えられる総持寺別院門前町小間廉氏所蔵本は、表題としては『行狀記』の異本名である『永平寺三祖行業記』とある。しかし、その内容は、道元伝は『行業記』の道元伝にはほぼ同じであるが、懷奘・義介伝は『洞谷記』（『行業略記』）のそれぞれであり、その奥書の成立を示す年代は、『行業略記』の奥書の「于時元亨三年癸亥九月十三日」に同じである。道元伝のみが『行業記』に依つているということは、もとは独立して存在又は伝写されたこともあつたことを物語っていると言えるのではなからうか。

では、その作者は誰であらうか。二祖の懷奘かというところ

『三大尊行狀記』の成立について（伊 藤）

うではない。なぜならば、三人の法嗣をあげる場合、懷焚のみを「柴公」と尊称しているからである。この点は、異本の『行業記』も同じであり、両本がいつ分かれて伝写されるに至ったかは不明であるが、伝わる途中において後世の者が改めたというよりは、最初からそのように尊称が用いられていたと考えた方がよいであろう。

懷焚ではないとすると作者は誰なのか。「越州吉祥山永平開闢道元和尚大禪師行狀記」の次に「門人 集記」とあるが、これは『行狀記』全体の作者を表わすのではなく、道元伝のみに限るものであることは、これまで述べて来たことから明らかであろう。即ち、道元伝は禪師の門人によって作られたのである。

ところで、『御遺言記録』の初頭の「建長五年四月廿七日」の下に「先師記録、如^シ別紙記^ニ之」とあるが、先師とは、『御遺言記録』では道元禪師を指しており、「先師の記録」とは、道元禪師に関する記録であり、『行狀記』の道元伝を指すのではないであろうか。道元禪師の義介への御遺言をここに記すのであって、禪師に関する記録、即ち伝記は別紙に記してあるというのである。この別紙に記した先師の記録を『行狀記』とすれば、『御遺言記録』が成立していた時点には、既に道元伝はあったということになる。

そこで、『御遺言記録』の成立はいつかというところ、その記

録は建長五年（一二五三）四月二七日から同七年（一二五五）二月一四日までのものであるから、建長七年に成立したとも考えられる。しかし、石川力山助教教授によって指摘されているように、この記録は道元禪師の遺言に仮託して創作された部分を含むと考えられるのである。筆者は、更に次の点も指摘しておきたい。『御遺言記録』で道元禪師が「庵居寓住、可^レ任^ニ汝意^ニ」と述べられ、『行狀記』の義介伝に「山中何処之菴居無^レ妨^ニ」とあるのは、これは義介が永平寺を退院した後、山下の養母堂にとどまっていたということを、道元禪師のことに託して正統化しようとするものであり、『御遺言記録』は、永平寺退院後の成立であろうと推測するのである。そして道元伝の成立はそれ以前である。

また、『御遺言記録』の「先師記録、如^シ別紙記^ニ之」という記述は、義介が瑩山禪師に与えた「義鑑附法狀」において、「別紙委^ニ具^ニ別紙^ニ」等の「別紙」が義介の『御遺言記録』を指した表現と相通じるのではないであろうか。そう見てくると、「先師記録、如^シ別紙記^ニ之」というのは、単に『御遺言記録』以前に禪師の伝記が成立していたというよりは、別紙に義介自身が記したと言っているようにも受けとることができる。義介が、道元禪師の法嗣は懷焚のみであり、道元―懷焚―義介の正統なることを主張する必要が生じるのは、永平寺住持中か退院以後であると考えられるから、道元

伝の成立は、禪師示寂後間もなくか、義介の永平寺住持以前とすれば、義介撰述も考えられ得るのではなからうか。

五 おわりに

いずれにしても、『行状記』の道元伝は、瑩山禪師撰述ではなく、他の二伝よりも以前に成立し、それが『御遺言記録』とともに瑩山禪師に伝えられ、『伝光録』の提唱の際に用いられ、更に懷奘・義介伝が著わされて、『洞谷記』の「行業略記」の成立へとつながると推測するのである。

1 岸沢惟安「高祖大師御遺言記について」(『道元禪師研究』道元禪師鑽仰会、昭和一六年)。石川力山「道元禪師滅後の永平寺僧団について——『御遺言記録』の史料価値——」(『懷奘禪師研究』大本山永平寺祖山傘松会、昭和五六年一〇月)

2 弘安三年(一二八〇)は庚辰であつて戊寅ではない。戊寅は弘安元年である。道元禪師滅(一二五三)後二八年は弘安三年であるから干支は誤りである。また『行業記』の滅後「一十八年」は「一十八年」の誤りである。

3 弘安三年より一六年後は永仁三年(一二九五)乙未であり、二年とあるのは誤りである。『行状記』の「十七年」は、『行業記』のように「十七年」を表わす「一十七年」の誤記と思われるが、一七年とするのは、弘安元年から永仁二年までの間を数えたものであろうか。『法衣相伝書』に記された年と干支の不一致から来たる混乱であらう。

4 東隆真「所藏『永平寺三祖行業記』の紹介」(『宗学研究』第二七号 昭和六〇年三月)

『三大尊行状記』の成立について(伊 藤)

5

『御遺言記録』において、義介が(懷奘のことばとしてではあるが)、道元禪師の法嗣は懷奘一人のみであることを主張しなくてはならなかったのは、何故であらうか。『行状記』の道元伝では、懷奘・僧海・詮慧の三人を法嗣としてあげることが、僧海は興聖寺時代に示寂しているから、この主張は、残る詮慧を法嗣から除くことを意図しているのではなからうか。

また、義介が瑩山禪師に与えた『義鑑附法状』において、抑二代相承、以_三師嗣書_二被_レ付事、先蹤所引、在_二口伝_一、相承作法受_二付属_一、先師門人中_二独_二二代_一而已。見_二別紙_一。然或家於_二二代_一有_レ致_二疑謗_一聞_レ之。努力不_レ可_レ信_レ之。仏祖伝来之古法、豈可_レ構_二謀計_一今案_二乎_一。聖眼照覧。古今無_レ私。於_二相伝事_一致_二疑謗_一者、必招_二罪業_一。可_レ怖_レ之、可_レ怖_レ之矣。(『続曹全』室中 四三七b)

とあるのは、懷奘の嗣法、嗣書の相伝(つまり、ひいては、義介の洞済重嗣、即ち日本達磨宗の懷鑑の法と、道元禪師下の懷奘の法を嗣いでいること)のことについての批判があつたことを物語っている(東隆真『三代嗣法書』解説)大乗寺、昭和五七年一〇月、一一一―一三頁)。これに、詮慧・経家師資による『正法眼藏抄』に、達磨宗批判があることを考え合わせると、永平寺を離れ、禪師の茶毘地に永興寺を開いた詮慧・経家らのグループは、日本達磨宗の法統を伝持しながら道元禪師の法統を相続して永平寺第三代となった義介に対し、またそれを認めた第二代の懷奘に対して批判的ではなかったであらうか。そのような批判に、義介は懷奘のみが道元禪師の法嗣であり、それを嗣いだのが自分であること、つまり、永平寺第三代であることの正統性を主張しようとしたと見ることもできるのではなからうか。

(一九八五・八・一九)

(駒沢大学助教授)